

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

～ 正しく年金を受け取っていただくためのお願い ～

- ① 「25年の受給資格期間」があるのに、または「25年の受給資格期間」を満たさないと、69歳になっても、まだ年金の請求をしていない。
- 日本年金機構では、69歳の到達月に、老齢年金の受給資格期間を満たしていながら年金請求を行っていない方に対し、年金請求を促すためのお知らせハガキを送付しています（年間約2万人）。一度ご確認ください。
- ご自分の年金加入期間に、いわゆる「カラ期間」を加えた期間が「合計で25年」以上あれば、老齢基礎年金の受給ができます。この「カラ期間」（正式には「合算対象期間」といいます）には、次のような期間があります。
- 【いわゆる「カラ期間」の例】
- ・日本人であって海外に居住していた期間のうち、国民年金に任意加入しなかった期間
 - ・平成3年3月までに学生であって、国民年金に加入しなかった期間
 - ・厚生年金保険、船員保険および共済組合の加入者の配偶者で国民年金に加入しなかった期間（昭和61年3月31日までの期間）
 - ・国民年金に任意加入したが、保険料が未納となっている期間⇒年金事務所にご相談ください。
- ② 以前に「障害年金の申請」をしたが、ダメだと言われた。また、配偶者や子どもたちに障がいをお持ちの方がいるが、障害年金を受けていない。
- 障がいの程度や保険料の納付状況など、3つの要件を満たすと、国民年金や厚生年金保険の障害年金を受け取ることができますので、65歳になるまでに年金事務所にご相談ください。保険料の納付記録の確認と請求手続きのご案内をいたします。
- 【3つの要件】
1. 初診日に年金に加入していること（初診日が20歳前の場合は、下記2の要件は不要。）
 2. 初診日前日に一定の保険料を納付していること
 3. 一定の障がい状態にあること
- ③ 国民年金の過去10年分の未納保険料を納付できます。
- 過去10年以内に納め忘れた国民年金保険料がある場合は、「後納制度」をご利用ください。後納制度は過去10年以内に納め忘れた国民年金保険料を納めることで、将来の年金額を増やしたり、年金受給権を確保することができる制度です。
- この制度は平成27年9月30日までご利用になれますので、お早めにお申込みください。10年以内に納め忘れた国民年金の保険料がありましたら、ぜひ、後納制度をご利用ください。日本年金機構では後納制度が利用可能な方、約2,000万人にお知らせを送付し、これまでに後納制度をご利用いただいた方は約117万人おられます。
- なお、後納制度で納める保険料は、当時の保険料に一定の金額が加算されますので、ご注意ください。詳しくは年金事務所または『国民年金保険料専用ダイヤル』0570-011-050へお問合せください。

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）

住民福祉課住民・環境部門 担当：宮澤

介護保険料（5期）の納期は、

3月2日（月）です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
お気軽に住民福祉課 税務・国保部門までご相談ください。